

第 14 号議案

豊後大野市奥嶽川鉱害対策委員会条例の一部改正について

豊後大野市奥嶽川鉱害対策委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

傾山井路土地改良区の解散等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市奥嶽川鉱害対策委員会条例の一部を改正する条例

豊後大野市奥嶽川鉱害対策委員会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「議会代表 4 人、宇田枝、宮三、長谷緒井路及び傾山井路土地改良区代表者各 1 人、識見者若干人」を「委員 10 人以内」に改める。

第 4 条中「市長」を「市議会議員、関係土地改良区の代表者等及び識見を有する者の中から市長」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。